

審理員となるべき者の名簿

行政不服審査法第17条の規定により、審理員となるべき者の名簿を公開する。
武蔵野市では、下記の職にある者の中から審理員を指名するものとする。

No.	審理員となるべき者
1	総合政策部企画調整課長
2	総合政策部企画調整課行政経営・自治推進担当課長
3	総合政策部資産活用課長
4	総合政策部資産活用課都市機能再構築担当課長
5	総務部総務課副参事
6	総務部総務課副参事（内部統制担当）
7	総務部総務課検査担当課長
8	総務部人事課長
9	総務部人事課人材育成・安全衛生担当課長
10	総務部人事課副参事（労務担当）
11	総務部情報政策課長
12	財務部財政課長
13	財務部管財課長
14	財務部施設課長
15	財務部施設調整担当課長
16	市民部多文化共生・交流課長
17	防災安全部安全対策課長
18	健康福祉部地域支援課長
19	都市整備部用地課長
20	会計課長
21	総務部総務課会計年度任用職員

※いずれも法令に特別の定めがある場合を除く。